

福岡地方最低賃金審議会
第4回 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

1 開催日時：令和3年10月6日
13:00～14:40

2 開催場所：福岡合同庁舎 本館5階 共用第4会議室
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

3 出席者：公益代表委員 3名
 労働者代表委員 3名
 使用者代表委員 3名

4 議題：福岡県電気機械器具等製造業最低賃金の改定について

5 議事要旨：（議題について）

労働者側代表委員からは、

 昨年のコロナ禍による非常時とは様相が変わっていること、他の特定最賃に比べ電機の最賃額は低位にあること、将来の業界発展のため優秀な人材を確保する必要があることなどから、主張として28円の引上げを求めるとともに、20円を下回るような改定額は認められない

 この間で結審している他県の状況からも判断し、改定額26円を主張したい等の主張が審議冒頭にてなされた。

使用者側代表委員からは、

 景況の先行き不透明な中、雇用保険料の引上げも事業者の負担として懸念される。加えて福岡県の当産業にかかる最賃基礎調査結果における未満率、影響率の大きさも懸念される

 賃金改定調査第4表の結果、基礎調査結果等を総合的に勘案し、引上げ額13円を主張したい

等の主張が審議冒頭にてなされた。

 公益委員が全会一致を目指して、労使双方との協議を重ねた結果、労使が合意に至ったことで、プラス20円引上げの1時間947円での全会一致による答申となった。

 今後は、10月6日付けで異議申出公示を行い、10月21日までの間で異議申出を受け付けるとともに、異議申出がなければ12月10日に発効する予定となる。